

重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	gojukala 合同会社
主たる事務所の所在地	〒989-5503 宮城県栗原市若柳字下畑岡内谷川 86 番地 1
代表者（職名・氏名）	代表社員 三浦 貴子
設立年月日	令和 5 年 8 月 25 日
電話番号	0228-24-9792

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	若柳南居宅介護支援事業所	
サービスの種類	居宅介護支援	
事業所の所在地	〒989-5503 宮城県栗原市若柳字下畑岡内谷川 86 番地 1	
電話番号	00228-24-9792	
指定年月日・事業所番号	令和 5 年 11 月 1 日指定	0471302448
管理者の氏名	三浦 貴子	
通常の事業の実施地域	栗原市・登米市・岩手県一関市・その他要相談	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

- 心身の状態を適切な方法により把握の上、ご本人やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、本人とその家

族、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

- 必要に応じて、本人と事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- 指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- 当事業者に対して、特定の指定居宅サービス事業者だけではなく、複数の指定居宅サービス事業者を紹介するよう求めることができます。
- 当事業者に対して、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることができます。
- 要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
- 介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者（主任介護支援専門員）	常勤 1人（介護支援専門員と兼務）
介護支援専門員	常勤 1人

7. 利用料

厚生労働大臣が定める基準によるものとし、自己負担はありません。

（1） 居宅介護支援の利用料

【基本利用料】

取扱い要件	利用料	
居宅介護支援費（i）※ （取扱件数が45件未満）※	要介護1・2	10,860円
	要介護3・4・5	14,110円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。

【加算】

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算額
初回加算	3.000 円
入院時情報連携加算(Ⅰ)※	2.500 円
入院時情報連携加算(Ⅱ)※	2.000 円
通院時情報連携加算	500 円
退院・退所加算(Ⅰ)イ	4.500 円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6.000 円
退院・退所加算(Ⅱ)イ	6.000 円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7.500 円
退院・退所加算(Ⅲ)	9.000 円
ターミナルケアマネジメント加算	4.000 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	2.000 円

※印 令和6年4月1日改正

8. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 苦情相談窓口

(1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。

事業所相談窓口	電話番号	0228-24-9792
	面接場所	当事業所の相談室

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	栗原市介護保険課	電話番号 0228-22-1350
	宮城県国民健康保険団体 連合会	電話番号 022-222-7070

10. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

11. 身体拘束等の適正化推進

- 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。
- 身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

12. 高齢者虐待防止の推進

- 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため措置を講ずるものとします。
- 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

この規定は令和6年4月1日より施行する。

令和7年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 宮城県栗原市若柳字下畑岡内谷川 86 番地 1
事業者（法人）名 gojukala 合同会社
代表者職・氏名 代表社員 三浦 貴子印
説明者職・氏名 介護支援専門員 三浦 貴子印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所
氏名 _____印

署名代行者（又は法定代理人）
住所
本人との続柄
氏名 _____印

立会人 住所
氏名 _____印